

○ 農林水産省  
国土交通省 告示第一号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年 農林水産省 令第六号）第六十三条第八号  
国土交通省

ホの規定に基づき、畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を次のように定める。

令和五年一月三十一日

農林水産大臣 野村 哲郎

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件

第一 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資は、次に掲げるものとする。

一 飼料

二 敷料

三 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの

- 四 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
- 五 もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの
- 六 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの
- 七 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
- 八 第二各号に掲げるもの
- 第二 畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両は農業用トラクター、トラクタ
- 一 ショベルその他の畜産経営に必要な車両とし、当該車両に付随する物資は次に掲げるものとする。
- 一 当該車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）
- 二 当該車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
- 三 当該車両にけん引される農業用機械器具

## 附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。